

2008(平成20)年9月10日

仙台市議会議長

赤 間 次 彦 殿

仙台市民オンブズマン

代表 十 河 弘

〒980-0021 仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階

電話 022-227-9900

市議会議員費用弁償についての申入書

第1 申入の趣旨

仙台市議会議員に対する費用弁償については、速やかにこれを廃止すること。
仮に廃止に至らない場合であっても実費(交通費)を費用弁償支給の上限と
すること。

第2 申入の理由

- 1 仙台市民オンブズマンは、本年6月19日に仙台市議会議員の費用弁償(日額1万円)が実費として許容される範囲を逸脱するものであって著しく不合理であり、裁量権を濫用・逸脱するとして住民監査請求を行いました。これに対する仙台市監査委員の監査結果は請求を棄却するものでしたが、監査委員から下記の意見が付されております。

記

本件費用弁償については、昭和53年に日額による定額制とされ、平成2年に現行額への改定が行われたものである。当時における他の政令指定都市10市の費用弁償の平均額は1万円強であり、改定後の金額はこれとほぼ均衡するものであったが、その後すでに17年余を経過しており、平成15年以降、多くの政令指定都市で廃止や算定方法の変更などの見直しが行われている。今後、

こうした他都市の動向、議会出席時の交通手段の現状その他の諸事情を勘案した上で、あらためて費用弁償のあり方について検討されることを望むものである。

つまり、監査委員も現在の費用弁償は他都市と比較して均衡を失っており、廃止等の見直しを早急に実施すべきと考えていると解されます。

- 2 そもそも、本会議や委員会等への出席は議員の本来の職務であり、その対価は高額な報酬により保障されております。にもかかわらず、本会議や委員会等に出席するだけで実費（交通費）以上の費用弁償を受けることは、一般の市民感覚から見ても理解しがたいものと言えます。とりわけ、仙台市の財政が十分とは言えず、市民のための福祉等のサービスが満足になされているとは言えない状況に鑑みれば、議員のみが実費以上の費用弁償を受けていることの合理性はもはやないと言わざるを得ません。
- 3 既に費用弁償を廃止している政令指定都市は、札幌市（平成19年9月）、さいたま市（平成18年4月）、千葉市（平成20年4月）、横浜市（平成19年4月）、浜松市（平成19年4月）、大阪市（平成18年4月）、堺市（平成16年4月）です。これらの市が廃止しているにもかかわらず、仙台市が費用弁償を継続する合理的理由はあるでしょうか。
- 4 仙台市民オンブズマンも所属し、北海道、東北、栃木及び新潟の市民オンブズマンで組織する北海道・東北市民オンブズマンネットワークでも、費用弁償の問題を取り上げて各地で住民監査請求および住民訴訟を提起しております。仙台市議会のみが改革の波に取り残されないよう、費用弁償の廃止等の速やかな改革に踏み切られることを強く要求いたします。

以 上